

NPO 法人赤ベクトータルスポーツ 会員規約

第 1 条（名称）

本クラブを特定非営利活動法人赤ベクトータルスポーツ（以下「本クラブ」）と称し、事務局を柳津町 B & G 海洋センター内に置く。

第 2 条（目的）

本クラブは「1 週間に 1 回以上の運動・スポーツを！」をモットーとして、柳津町における生涯スポーツの振興をもって、町民の健康・体力の保持増進、地域コミュニケーションの促進を図り、元気で健康な連帯感あふれるまちづくりを資することを目的とする。

第 3 条（会員）

本クラブは次の正会員、利用会員、賛助会員によって組織する。

1. 正会員・利用会員は、全ての活動に参加できる。ただし、利用会員のうちハーフ会員は該当年度の 4 月 1 日～9 月 30 日（以下、年度の前半）または 10 月 1 日～3 月 31 日（以下、年度の後半）のみ活動に参加することができる。
2. 正会員は 20 歳以上のもので当クラブの社員として本クラブの運営に参画することができ、総会の議決権を有する。
3. 賛助会員は本クラブの主旨に賛同し、事業を支援する個人及び団体とする。

第 4 条（入会）

所定の入会申込書を提出し、定められた年会費を支払うことで誰でも会員となることができる。年会費の有効期間は該当年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。ただし、利用会員のうちハーフ会員は年度の前半または後半のみとする。会員に対しては会員証を発行する。

第 5 条（会費）

正会員の年会費は 6,000 円とする。

利用会員の年会費は、高校生以上は 6,000 円、中学生以下は 2,000 円、65 歳以上は 2,000 円、ハーフ会員は 4,000 円とする。また、正会員または高校生以上の利用会員と同居する家族会員は 3,000 円とする。

賛助会員の年会費は、個人の場合は一口 3,000 円、企業団体の場合は一口 5,000 円（各々一口以上）とする。

年会費は期間途中で会員資格を喪失した場合でも返還をしないものとする。

活動内容により別途、月会費や参加費などが必要となることがある。

第 6 条（会員資格の喪失）

会員が次のいずれかに該当した場合には会員資格を喪失する。

1. 退会届を提出したとき。
2. 本人が死亡もしくは失踪宣言を受けたとき。
3. 賛助会員である団体が消滅したとき。
4. 継続して1年以上会費を滞納したとき。
5. 公序良俗に反し本クラブの目的に反する行為を行うなどにより除名されたとき。

第7条（退会）

会員は所定の退会届を提出することで、任意に退会することができる。

第8条（更新の手続き）

会員は有効期間内に次年度の更新手続きを行うものとする。

第9条（利用について）

活動に参加する際には必ず会員証を提示し、受付簿に記名する。活動に適した服装や用具を使用し、施設の規則を守り事故のないように注意すること。施設の利用に関しては、管理者および指導者の指示に従うこと。

第10条（休止）

施設等が、その改修工事や気象・災害等により活動を休止することがある。それ以外にも、やむを得ない事情で利用ができない場合は、理事長の判断により活動を休止することがある。いずれの場合も会費の返還はおこなわれないものとする。

第11条（事故の責任）

クラブ活動の際は、本クラブの諸規定および施設管理責任者ならびに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これらに反して傷害・盗難等の事故が起きたときは、本クラブならびに指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

第12条（傷害保険加入）

会員は本クラブに入会後、自動的に「団体総合保障制度費用保険」および「賠償責任保険」の適用対象となる。本クラブ活動中の傷害・事故については速やかに手続きをおこなうこと。

【附則】

一、平成29年10月1日制定